

日本庭園の改修予定等について

資料4

1. 登録記念物（名勝地関係）への登録関係

- 万博日本庭園は、令和6年10月11日付の官報告示により、登録記念物（名勝地関係）に登録されました。
- 今後、文化財として適切な保存と活用を図り、次世代への確実な継承を行うため、「日本万国博覧会記念公園日本庭園保存活用計画」を策定しました。今後は保存活用計画に基づき改修等を行います。

【登録後の広報等】

- 登録記念ポスター製作、同デザインのデジタルサイネージ掲示（指定管理者）
- 日本庭園紹介ブログ開設（阪神造園建設業協同組合（景観創出業務受注者））
- 登録記念フォーラム開催（R7.11.1）
- 日本庭園周遊タクシー運行（R7紅葉まつり期間中土日祝）（指定管理者）
- 2025万博出展のヨルダンの砂展示（予定）

2. 日本庭園内の改修等に際し必要な事項

- 日本庭園内で現状変更を行う際、原則30日前までに文化庁に届出を行う。

○現状変更が必要とされる行為を行う際には、文化庁、大阪府教育庁文化財保護課などの関係機関と協議を行うとともに、景観等の観点から審議が必要と判断されるものについては、学識経験者で構成される大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会緑整備部会等に諮り、適宜専門家からの指導・助言を得る。

【現状変更届出を必要とする主な行為の例】

本質的価値を構成する要素について

- ・土地の掘削を伴う地形の改変行為
- ・大規模な地割の変更を伴う行為
- ・大規模な漏水対策のための行為
- ・石組の据え直し等を伴う行為
- ・建築物の耐震補強行為
- ・石組、建築物・工作物等（外観）の意匠の改変行為
- ・園路の改変行為
- ・橋の架け替え
- ・建築物・工作物等の新設
- ・樹木の伐採および植栽

【改修等一覧】(R7～)

箇所	内容	届出
① 全域	更新（サワラ、ヤナギ、ウメ等）	不要
② 滝前	更新（銘木モミジ）(R7.7月完了)	要
③ 迎賓館～3号棟付近	下水道分流化(R7～)	要
④ 全域	井水配管(R7～)	要
⑤ 4号棟（正門）	耐震補強、屋根補修(R7～)	要
⑥ 4号棟（正門）	インフォメーション整備（内装・外部建具）	要
⑦ 蓮池前園路・蓮池橋	舗装補修、手摺塗装等(R7～)	不要
⑧ 5号棟（鯉池休憩所）	耐震補強、屋根補修	要

3. 日本庭園内の改修等位置図 (R7～)

